

建築物等を設計される方々へ

お知らせ

現在、建築確認を申請する場合、建築敷地、建築物又は工作物の所在地の市町村を經由し受付を行い県へ申請しているところですが、平成 25 年 9 月 2 日（月）からはこの事務手続きが廃止されることとなりました。

そのため、建築確認を申請される場合は、直接西北地域県民局の建築主事若しくは民間の建築確認審査機関へ提出して下さいをお願いします。

これにより、都市計画等の制限に係る問い合わせは、下記の担当課等に直接お問い合わせ下さい。

なお、道路種別の判別については、県のホームページ（9 月公開予定）に掲載されることとなりますので、そちらをご覧くださいをお願いします。

記

問い合わせ先（つがる市 代表 0173-42-2111）

都市計画区域等（都市計画道路、市街化・調整区域、防火・準防火等、用途地域及び容積・建ぺい率等）に係る制限	建築住宅課 （内線 384、385）	
下水道区域の有無	下水道課（内線 373、374）	
屋外広告物設置許可	建築住宅課（内線 385）	
水路等の行政財産使用許可	土木課（内線 393）	
道路占用許可	土木課（内線 394）	
土砂法警戒危険区域の箇所等	土木課（内線 396）	
急傾斜地崩壊危険区域の箇所等	土木課（内線 396）	
青森県建築基準法施行条例第 4 条の適用等（がけ地）	西北地域県民局地域整備部建築指導課 （0173-35-2117）	
建築基準法第 42 条第 1 項一号道路の種別（国・県・市道）	市道：土木課（内線 394） 国・県道：県のホームページ	
建築基準法第 42 条第 1 項二号道路の種別等（開発道路等）	県のホームページ	
建築基準法第 42 条第 1 項三号道路の種別等（既存道）	県のホームページ	
建築基準法第 42 条第 1 項四号道路の指定等（予定道路）	西北地域県民局地域整備部建築指導課 （0173-35-2117）	

建築基準法第42条第1項五号道路の指定等 (位置指定道路)	県のホームページ (つがる市建築住宅課及び西北地域県 民局地域整備部建築指導課で縦覧可能 です)	
建築基準法第42条第2項道路の指定等	県のホームページ 西北地域県民局地域整備部建築指導課 (0173-35-2117)	
その他、建築基準法関係規程等	西北地域県民局地域整備部建築指導課 (0173-35-2117)	
建築基準法第43条ただし書の許可、 その他の認定及び許可等	青森県県土整備部建築住宅課 建築指導グループ (代表017-722-1111 内線4358)	

建築確認申請に必要な申請書の数、審査の迅速化を図るための青森県の取り扱いとして、正本1通(県審査用)、副本1通(消防署用)、副本1通(返却用)及び構造計算適合性判定を要する場合にあたっては副本2通と電子データを提出していただきます。

なお、道路位置指定申請と都市計画法に基づく開発許可申請は、その築造計画等において取付け先の道路及び水路等を管理する担当課並びに農地転用において農業委員会と協議調整等が必要なことから、引き続き各市町村長の経由事務を継続いたします。

申請に必要な数は、上記に副本1通(市町村用)が追加となります。